

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 修正案の分割採決について

今定例会に提出された補正予算案に対し、修正案が提出された。

その内容は、A事業の事業費を減額する内容とB事業の事業費を減額する内容から成っている。

この修正案に対し、多くの議員がA事業の事業費減額には賛成だが、B事業の事業費減額には反対の立場である。

このことから、多くの議員から当該修正案の採決をA事業に関する部分とB事業に関する部分に分割して、A事業のみが減額となる結果にするべきという意見が示されている。このような運営を行うべきなのか。

A1 修正案の採決方法について、Q1の場合に関する会議規則等の定めはありません。しかし、以下のことから、分割して採決する方法

連載⑦〇

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
政務第一部長
本橋 謙治

は行うべきではないと考えます。

Q1の修正案の提出者は、A事業とB事業両方の事業費を減額することを望んでいます。しかし、多くの議員は、A事業の減額のみを望んでおり、修正案を提出した議員との間に意見の相違があります。仮に、Q1のように修正部分ごとに表決を行った場合、修正案と異なる議決結果となり、事実上、修正案が修正されて可決されたこととなります。修正案は、法律上は「修正の動議」であり、動議の定義の一つに「修正をすることができない」とされていることから、このような議決結果になることを避ける必要があります。

修正案を分割して採決する運営はありませんが、これは、複数の修正案が提出され、これらの修正案の一部が重複していることから、一時不再議を回避するために行われる運営で

す。Q1の修正案は一つであり、一時不再議の問題が発生することはありません。

以上のことから、修正案を分割して採決する合理的理由がないことから、修正案を分割して採決するべきではないと考えます。なお、多くの議員が希望するA事業の事業費のみの減額を実現したいならば、A事業の事業費のみを減額する修正案を提出するべきです。

これら二つの修正案を議題として、一時不再議を回避するために分割して採決し、その結果、A事業の事業費のみが減額された修正案が可決することになります。なお、便宜的な方法として、一部重なる内容の修正案であっても別個のものとみなして修正案ごとに採決する運営もあります。

原則的な運営（分割して採決）を行うのか、便宜的な運営を行うかについては、議会運営

委員会などであらかじめ協議しておくことが
適当と考えます。

参考 参議院先例録（平成10年版）

320 数個の修正案がある場合の採決に
関する例

議案に対し数個の修正案が提出されたときは、議員提出の修正案は、委員会の報告による修正案より先に採決し、議員提出修正案の間では原案に最も遠いものから採決する。

議長が決定した議員提出修正案の採決順序について、出席議員20人以上から異議の申立てがあったときは、議長は、議院に諮りこれを決する。なお、修正案相互の間に共通の部分がある場合の採決の例は、次のとおりである。

- 一 共通の部分と共通しない部分とを分けないで修正案ごとに採決した例
- 二 共通の部分と共通しない部分とを分けて採決した例

Q2 請願者の意見聴取について

今定例会に提出された請願について、参考人として請願者から請願内容等について意見を聴取しようというこ

とが決まった。

これに対して、一部の議員から請願者だけからの意見聴取は不公平であることから、当該請願の内容に反対している住民等からも意見を聴取するべきという意見が出ている。

このような意見に応じるべきか。

A2 結論から言うと、基本的には請願の内容に反対している住民等からの意見聴取は法的な義務ではないのが一般的なので行う必要はないと考えます。

請願については、誠実に処理することが求められています。具体的な定めはありません。したがって、各議会でのような審議、審査が「誠実な処理」に該当するの判断することになります。

また、一部の議会では議会基本条例に請願者等の意見を聴く機会を設ける規定を制定していますが、どの程度の範囲の関係者に意見を聴くのかについて具体的な定めはないと思います。

以上のことから、当該請願を審議、審査する議会（付託された委員会）が請願者からの意見聴取だけでなく、これに反対する住民等からの意見聴取の必要性があるか否かの判断を行う必要があります。

必要性がないならば、請願者の意見聴取のみで問題はありませんが、請願審査の充実や賛成、反対双方の意見や主張を聞く必要性があると判断するならば、請願者だけではなくこれに反対する関係者等を参考人として招致し、意見を聴取することは可能です。

参考 請願法

第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

Q3 正副議長選挙について

任期満了による一般選挙後の初議会において、正副議長の選挙を行うことになっている。

現時点での議会事務局が得た情報によると、4名の議員の名前が投票されるが、いずれも法定得票数を得ることができないことが確実な情勢である。

このようなことを踏まえ、事務局としては再選挙の準備を行うつもりであるが、当該再選挙となった場合、再選挙を日程事項とする必要があるのか、再選挙は最初の選挙の上位2名の決選投票となるのか。

A3 法律等に基づいて議会で行われる選挙については、地方自治法の規定により、公職選挙法の規定の一部が準用されます。よって、議長選挙においては、4分の1の法定得票が必要とされています。

議長選挙の投票の結果、いずれの者も法定得票数を得ることができなかった場合は当選者がいないことになり、再選挙となります。このほか、法定得票数を得た最多得票者が当選を承諾しなかった場合も再選挙となります。

では、再選挙となった時の運営ですが、地方自治法が準用する公職選挙法は、①投票の記載事項及び投函（第46条）、②点字投票（第47条）、③代理投票（第48条）、④無効投票（第68条）、⑤当選人（第95条）であり、得票数上位2名による決選投票による規定はありません。したがって、再選挙は最初の投票と同じ条件での選挙になります。また、再選挙であっても議長の選挙であることに変わりはないので、改めて再選挙を日程にする（日程追加）必要はありません。

以上のことから、再選挙は最初の投票と同様に上位2名に限定しないで候補者の氏名を記載して投票することになります。なお、市議会では議場の閉鎖を解除するのが投票直後のため、再選挙の前に休憩することが可能で

すが、遅刻等のため最初の選挙に参加しなかった議員が再選挙から参加できることなど、問題があることから休憩しないことが適当と考えます。

参考 地方自治法

第103条 普通地方公共団体の議会は、

議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

参考 標準市議会議事次第書

議長 投票漏れはありませんか。
（なし）

議長 投票漏れなしと認めます。
議長 投票を終了いたします。

議長 議場の閉鎖を解きます。
*都道府県の標準議会議事次第書は、議場

の閉鎖を解く時期は、選挙結果を報告した後となっている。

Q4 事件の撤回と再提出について

本会議に提出された補正予算（案）を委員会に付託しているが、多くの議員（委員）から、必要性等について異論が出されたため、執行機関が該当部分を削除した補正予算（案）を再提出することになった。

これに伴い、既に提出された補正予算（案）については、①訂正する、②一度撤回して再提出するのいずれかを執行機関が検討している。①を選択する場合、特に問題はないが、②を選択する場合、執行機関は再提出を速やかに行うことを希望しているため、撤回が許可されたら直ちに上程されることを希望している。

以上のことから、撤回対象の事件（議案）が撤回されていない状態で撤回を前提に事件（議案）提出、上程することとは可能なのか。

A4 結論から言うと、撤回対象の事件（議案）が撤回されていない状態で当該事件（議案）

の撤回を前提に作成された事件（議案）を提出、上程することは可能です。

この場合の議事日程は、事件（議案）の撤回、（撤回を前提に作成された）事件（議案）の順序で記載されます。

しかし、理論上は二つの日程をあらかじめ記載しておくことは可能ですが、再提出された事件（議案）は、先に提出された事件の撤回を受けて提出される事件（議案）です。議会の撤回の承認を得ていないなかで、撤回の承認を得ることを前提にした議事日程の作成について、議員から異論が出される可能性があります。最悪の場合、撤回を不承認とするとともに、改めて提出された事件（議案）に対して日程延期や延会などにより審議を行わない（拒否）事態に発展する可能性があります。

以上のことから、事件（議案）の撤回の議事日程と再提出された事件（議案）を一緒にあらかじめ日程に記載することは消極に解します。どうしても二つの議事日程を記載するならば、あらかじめ議会運営委員会や事件（議案）を付託されている委員会など上記運営に関する協議を行い、理解を得ておくことが適当です。

参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

Q5 通年議会と専決処分について

本市では、地方自治法に基づく通年議会の制度を導入し、会期を4月1日から、翌年の3月31日までとしている。

3月の本会議は、条例で定める定例日をはじめ、あらかじめ議会運営委員会と協議して了解が得られた日に開催され、実質的には20日が最終日となった。

23日に執行機関から、急遽、国の法律改正に伴う条例の一部改正を地方自治法第179条の専決処分に対応したい旨の連絡が来た。議会としてどのような対応をするべきか。

A5 まず、執行機関が地方自治法第179条に基づく専決処分条の一部改正を行う根

拠が不明なので、確かなことは言えませんが、仮に専決処分の理由が「議会を招集する時間的余裕がない」ということならば、専決処分の要件を満たしていないので、専決処分はできないと考えます。

通年議会の制度は、従来の定例会、臨時会による会期では、①一定期間の閉会中が生じるため、閉会中の突発的な事案に議会が速やかに対応できないこと、②長の専決処分の多くが「議会を招集する時間的余裕がない」ことを理由に行われているため、本来、議会の議決によって執行されるべき事件が議決を得ることなく執行される状況を改めることを目的に設けられた制度です。

地方自治法に基づく通年議会制度による会期は一年とされている（会期をどの日からにするかは各議会の判断）ため、この場合の「議会を招集する時間的余裕がない」状況が生じるのは、一般選挙の際、議員の任期満了や議会の解散により会期が終了してから、新たに選出された議員の任期開始後30日以内で長が招集するまでの間に限られると解されます。以上のことから、Q5の単に本会議が開かれる予定がない状況（会期中であり休会中）で、「議会を招集する時間的余裕がない」ことを理由に地方自治法第179条の専決処分を行うことはできないと考えます。

以上のことから長は、地方自治法第102条の2第7項に基づく請求を議長に対して行い、本会議を開いて議会の議決による処理を行うべきと考えますので、議会は、Q5の執行機関からの連絡に対して、上記の見解を伝え本会議の開催を求める回答をするべきです。

参考 地方自治法

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

2～6 略

7 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例会日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。

8 略

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場
合においてなお会議を開くことができな

いとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

Q6

地方自治法第180条に基づく専決処分について

今定例会に議会が地方自治法第180条に基づき専決処分の委任事項として
いる工事請負金額の変更議案が提出される
予定である旨を執行機関が通知して
きた。

執行機関に確認したところ、専決処分は本来、議会の議決を得ることができない状況において処理されるものであることから、たとえ地方自治法第180条の議会からの委任に基づくも

のであっても、会期中の専決処分は不可能であり、議会の議決によるべきという意見であった。
地方自治法第180条に基づく専決処分を開会中に行うことは不可能なのか。

A6

地方自治法第180条に基づく専決処分は、本来ならば議会が議決したうえで執行すべき事項で軽易な事項で議会が指定したものに限り、専決処分することができる制度です。

議会の委任により、当該事項については、議会の権限を離れて長の権限になります。したがって、専決処分の時期に関する制限はないため、長は議会の開会中に地方自治法第180条に基づく専決処分を行うことが可能です。また、仮に長が議会との関係を考慮して、Q6のように、本来ならば専決処分できるにもかかわらず、議会に議案を提出した場合、先に述べたように議会の権限を離れた議案であるため、議決したとしても無権限な議決であり、議決に法的な効力が生じることはなく、議会が議決したという事実のみが生じることになります。

以上のことを執行機関に伝え、対応を決め
てもらうことが適当と考えます。

参考 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
逐条地方自治法（学陽書房）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
参議院先例録（参議院事務局）

